

2013年 8月 21日

神奈川県知事 黒岩祐治 様

ストッププルトニウム神奈川連絡会

共同代表 飯川 賢

共同代表 関口 清

神奈川県原子力防災の抜本的見直しを求める提言

神奈川の安全防災への日頃からのご尽力に感謝します。

さて、私たち、ストッププルトニウム神奈川連絡会では一昨年5月23日、昨年7月9日、2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれに連動した福島第一原発事故を契機とした神奈川における原子力防災の体制等について提言を行ってまいりました。

震災と原発事故から2年余りが経過し、神奈川の防災を考える上でも重要な知見が得られているものと考え、再度提言をいたします。

ぜひ、惨禍を繰り返すことのないようご検討ください。

1 福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に係る施策について

(1) 環境汚染防止のための環境関連法改正について

従来、環境基本法では、放射性物質による環境汚染を防止するための措置について、原子力基本法等の法律に対応を委ねていましたが、昨年成立した原子力規制委員会設置法により、環境基本法が改正され、原子力基本法等に委ねる旨の規定が削除されたため、現在では、放射性物質による環境汚染を防止するための措置が環境基本法の対象とされました。

これを踏まえて2013年4月19日、「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定され、第183回国会で成立し、6月21日に公布されました。

今回の改正の概要は次のとおりです。

- 2 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、環境大臣が放射性物質による大気汚染・水質汚濁の状況を常時監視し、その状況を公表するものとする。
- 2 環境影響評価法について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、放射性物質による大気汚染・水質汚濁・土壌汚染についても環境影響評価を行うこととする。
- 2 南極地域の環境の保護に関する法律について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、南極地域活動計画において放射性物質による環境影響も含めて確認することとする。

今回の環境関連法改正と自治体の環境行政に関して、神奈川県として次の点について取り組みを進めることを提言します。

2011年8月30日に制定公布された放射性物質汚染対処特措法第8条（監視及び測定の実施）第2項では、「地方公共団体は、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するよう努めるものとする。」と定められている。神奈川県として、環境省に対して地方自治体による環境監視体制の整備を求める。

地域環境の保全是地方自治体の本来業務であるが、環境汚染物質として新たに追加された放射性物質については、その監視業務が地方自治体に委任されていない。環境基本法が制定された当初の「地方自治」の理念に基づき、他の有害物質と同様に、放射性物質に関する規制基準の制定、規制・監視権限を自治体に付与するよう、他の自治体と連携して環境省へ働き掛ける。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法の改正では、放射性物質による汚染状況の常時監視及びその公表については環境大臣が所管することとなっているが、これまで神奈川県が実施している監視業務、広報活動を継続・充実する。

(2) 放射性セシウムの移動、処理等による濃縮及び生物濃縮について

広域的な放射性物質による汚染がもたらされた中で、その汚染物質が自然環境中で、生態系を通して、また生産活動や廃棄物処理作業等を通してどのように移動し、濃縮され県民の生活にどのような影響をもたらすのか、効果的な調査・測定体制を整えることにより、除染対策や被ばく予防策に結び付けることができると考えます。

次の点について取り組みを進めることを提言します。

神奈川県が公表している県内産の水産物の放射能測定データを見ると、平成24年度の測定で、放射性セシウムについて、芦ノ湖のオオクチバスが100Bq/kgを超える値が検出されており、同じく芦ノ湖のワカサギから20Bq/kg程度が検出されている。

これは、神奈川県域では芦ノ湖において福島事故由来の放射性物質の濃縮が起きていることを示唆していると考えられるので、その他の汚染状況調査を含めて、県として具体的な対策を実施する。東京湾では江戸川のウナギから100Bq/kgを超える放射性セシウムが検出され出荷停止となるなど、流入河川による放射性物質の蓄積が懸念される。県として関係自治体と協力してその実態を把握するとともに、必要な対策を講じる。

震災がれきの広域処理として、神奈川県では岩手県の漁網を箱根町と南足柄市の最終処分場で受け入れる計画が公表されているが、漁網には放射性セシウムの他に錘の鉛や貝類の付着を防止するための化学物質が付随している。県内水源地の汚染につながる恐れがあるため、県として周辺住民に限らず全県民に対して、基本的な考え方と具体的な対応策を広報する。

県として、すでに発生している下水道汚泥焼却灰、ゴミ焼却灰をはじめ、調査により把握した汚染物、除染等で発生する多様な廃棄物については、東京電力に対して、処分場を確保すること、調査及び除染等の費用を負担することを求める。

(3) 県民の放射線被ばくを低減し、健康への影響を把握するための措置について

「調査報告 チェルノブイリ被害の全貌（アレクセイ・V・ヤブロコフ他著、岩波書店 2013年4

月発行)」によれば、高濃度汚染地域のベラルーシはもちろんスウェーデン、ハンガリーなどのヨーロッパ諸国においても、新生児死亡率が上昇したことが報告されており、自然流産、周産期死亡率、乳児死亡率などの経時変化においてもチェルノブイリ事故の影響を示すデータが多数紹介されています。

また、福島県を中心に小児甲状腺検査が実施されていますが、他県ではほとんど実施されておらず、甲状腺のう胞及び結節の多発について、原発事故との因果関係が統計的に明らかにされたとはいえません。福島県内における調査で小児甲状腺がんが多発していることに関する国の説明も不十分です。

昨年の回答によれば、神奈川県は県内の放射能汚染は日常生活において特別な対策は必要ないレベルと認識されていますが、自治体として県民の健康への影響の有無を正確に把握するとともに被ばくを予防することは必要です。次の点について取り組みを進めることを提言します。

流産率、周産期死亡率、新生児死亡率、乳児死亡率等のデータについて、県内及び全国比較、2011年(3月11日)以前とその後の変化を継続的に追跡調査し公開する。また、2011年3月11日以降の流産等のケースについて、被ばくとの因果関係の疫学調査を、県民の協力を得て実施する。放射線による影響の有無を把握するための健康診断の実施、例えば、乳幼児健診、妊婦健康診査、学校集団検診など、また、福島県から神奈川県に避難している住民、上下水道、廃棄物処理関連業務に携わる労働者を対象とした健診などにおいて甲状腺検査を実施する。

前項の調査結果については、本人(保護者)に対する速やかな情報開示と併せて、県民の将来にわたる健康を守る立場から調査方法と統計結果をホームページ等で公開する。

子どもたちの内部被ばくりスクをできる限り低減するため、食材段階での放射性物質の検査にあたっては、検出限界を1 Bq/kg以下とし、検出されたものは給食では使用しない。

(4) 放射線被ばく防止対策、放射線教育について

2013年5月27日国連人権理事会において、国連「健康に関する権利」特別報告者アナンド・グローバー氏が「公衆の被ばくを年間1mSv以下及び可能な限り低くするような明確な基準に従うべき」だということを日本政府に対して勧告しました。

これは、福島原発事故以前に日本政府が定めていた基準であり、神奈川県においては、放射線防護の原則に立ち返り、自然界から受ける放射線以外の追加の被ばくは出来る限り避けることが望ましいということを周知し、県民の健康を守る必要があります。

次の点について取り組みを進めることを提言します。

「公衆の被ばくを年間1mSv以下、可能な限り低くするという放射線防護の原則」に沿って、小冊子『もっと知りたい食べ物と放射性物質のこと』(神奈川県保健福祉局生活衛生部食品衛生課)を改訂する。

県の主催により、政府見解に立つ講師とその見解に批判的な立場の講師によるシンポジウム等を開催する。また、その内容を県の便り(特集号)に掲載して全県民対象に配布する。

2 「神奈川県地域防災計画 - 原子力災害対策計画 - 」の見直しについて

東海・東南海・南海トラフが連動する巨大地震による津波の予想高さが大幅に引き上げられ、自治体における地震津波対策の見直しが進められていますが、政府の計画では地震、津波と原子力事故の同時発生に対する防災計画が示されていません。福島第一原発事故で明らかになったように、原子力施設は地震、津波に対して脆弱であり、極めてリスクが高い施設です。また、米軍横須賀基地は原子力空母ジョージワシントンの母港であり、原子力潜水艦を含めれば原子力艦船は横須賀港に常駐しています。

従って、次のことを提言します。

(1) 地震、津波による原子力施設の損傷を想定した計画の策定

東日本大震災の発生により、広範囲にわたり停電、通信も交通も途絶、大混乱に陥り、その中で福島第一原発の緊急事態宣言が発せられました。現地では対策本部がその機能を発揮することができず、政府の対策本部も十分機能せず、情報の伝達や住民の避難が遅れました。

神奈川県地域防災計画において、地震、津波による原子力施設の損傷を想定した計画を策定することが求められます。従って、次のことを提言します。

原子力災害対策の対象施設として、グローバルニュークリアフュエルジャパン（以下、「GNF J」）、東芝原子力技術研究所、原子力空母をはじめとする原子力艦船、浜岡原発、東海第二原発を指定し、地震津波による損傷を震災原因とした事故想定に基づく対策を策定する。

GNF J、東芝研究所については、臨海部に立地していることから、地震、津波による損壊を想定した最悪のシナリオに基づく防災計画を策定し、住民参加の避難訓練を実施する。

2013年3月22日付の原子力資料情報室による報告書「原子力空母に対する防災計画の“不備”について」が指摘するように、少なくとも原子力空母に関しては、新たに策定された原子力防災指針を適用して、半径5kmを即時避難区域（PAZ）、半径30kmを緊急時防護措置準備区域（UPZ）とする計画策定に取り組む。

浜岡原発及び東海第二原発については新防災指針の半径30km圏を超えているが、福島原発事故の際、神奈川県域も福島原発から放出された放射性プルームが通過し、降雨に含まれる放射性物質により汚染された。本来であれば、福島原発から放射性物質が拡散している状況の中で、神奈川県においても風向、風速、降雨の予報から判断し、住民に対して外出を控え、雨に濡れないように注意を喚起すべきであった。浜岡、東海からの放射能放出を想定した計画を策定する必要がある。

民間組織の環境総合研究所がSPEEDIに類似したシミュレーションシステム「Super Air 3D」を作成し安価に提供している。原子力施設からの実際の放出量データが得られていなくとも、気象情報とモニタリングデータを元に住民の避難誘導が可能であったことは、福島原発事故後に指摘されている。政府や米軍、原子力事業者から十分な情報が得られない中での初動判断のため、県として独自に導入する。

横須賀及び川崎のオフサイトセンターをあらゆる原子力災害において、一体的に運用できるように関係機関の合意形成を図る。地震、津波により両センターが同時に被災した場合の想定についても検討する。

原子力艦船については民間事業者と同様に、県が米軍と地域安全協定を締結し、原子力発電所で行っているストレスチェックと同様の点検の実施を求め、地方自治体と米軍の情報共有を基本に、原子力防災計画に反映させる。

福島原発事故では、官邸、県、地元自治体において事故の状況について十分な情報が得られなかった。東電のテレビ会議システムに官邸がアクセスすることより初めて、関係機関の情報共有、連絡体制を整えることができた。緊急時においては、事業者が日常的に運用している監視システム等に自治体が直接アクセスし、住民の安全確保に活用できるような実効力のある計画を策定する方向で事業者等と協議する。

(2) 情報収集及びモニタリングについて

現在、神奈川県ホームページからリンクされている、リアルタイムの放射線モニタリング情報は原子力規制委員会ホームページの情報だけです。横須賀港には文科省の原子力艦モニタリングセンターの計測ポイントがあり、原子力事業者が設置して公表しているモニタリングデータもあります。原子力規制委員会に移管された「環境防災Nネット」では風向・風速、降雨の情報が掲載されていますが、同じモニタリングポストのデータにもかかわらず、「神奈川県環境放射線モニタリングシステム」では、風向・風速のデータが掲載されていません。

福島原発事故の時、副官房長官として官邸で危機管理にあたった福山哲郎氏が自らの経験を綴った「原発危機 官邸からの証言」で、「モニタリングの主体が東電なのか、文科省なのか、自治体なのか、経産省なのか、よくわからない。さらに、それぞれのモニタリングのデータ形式がバラバラで、やっと集まってきたデータを有機的につなげて予測に生かすこともできなかった。ここでも縦割り行政の弊害が象徴的に表れた。」と述べています。

モニタリングデータが日常的に有機的に活用できるようになければ、緊急時の利用は困難です。次について提言します。

官民一体となり、モニタリングデータが常に同時に確認でき、停電や故障などのトラブルが発生した際も相互に補完できるシステムをつくる。システムを準備している間は、県のホームページから、全ての測定データが容易に確認できるようにリンク先を記載する。

「神奈川県環境放射線モニタリングシステム」のリアルタイムデータ一覧に、現在測定しているポストについては風向・風速、降雨データを掲載し、県のトップページから容易に確認できるようにリンクする。

公的施設に配備された線量計をモニタリングに活用し、異常値を計測した場合の緊急連絡体制及び計測ポイント独自の初動対応についても計画を策定する。

(3) 緊急被ばく医療体制の充実、強化

これまでの防災計画は、広域にわたる放射性物質の放出及び多数の住民の被曝を想定して策定されていなかったため、多くの自治体において住民の健康を守るための機能を果たすことができませんでした。よって、次の点を提言します。

初期被ばく医療機関（横須賀市立市民病院、横須賀共済病院）は発災が想定される現場との距離が近く、過酷事故発生時には拠点機能を失うことが危惧される。二次被ばく医療機関（北里病院）では受け入れ可能人数が不足することが想定される。よって、指定医療機関を拡充し、併せて広域自治体によるネットワークを作る。

医療従事者が十分な被ばく医療訓練を受けていないことから、緊急被ばく対策への協力を含めた地域医療体制の強化を図る。

災害発生時には医師及び看護師は救急医療業務を優先せざるを得ない実態が明らかになっており、初期被ばく対策、特に、ヨウ素剤の配布及び服用の指示については、薬剤師、保健師、介護福祉士等、身近で日常的に住民と接している医療、福祉関係者の協力を得る。

公的施設に配備された線量計を活用し、異常値を計測した場合は計測ポイント独自の屋内退避、ヨウ素剤服用、避難開始などの初動対応が可能な計画を策定する。

(4) 核燃料輸送時の対応について

横須賀市にあるGNFJからは今年6月6日に東北電力東通原発へ新燃料280体が大型トラック16台で輸送されるなど、核燃料輸送が継続しています。

県はGNFJとの協定に基づき、核燃料物質の運搬についてGNFJから実施前に文書により報告を受けていますので、次の点について提言します。

GNFJから報告された核燃料物質の運搬について、事前に神奈川県から核燃料物質の運搬ルートにあたる自治体の担当部署に連絡する。

沿線自治体が連携した警戒態勢をとることができるよう、調整・支援機能を発揮する。

核燃料物質の輸送実績についてGNFJはホームページで公開していない。県民の身近な道路を通過して核物質が輸送されていることは、県民が広く知識を持っていることが望ましいので、GNFJ及び神奈川県のホームページにおいて、輸送実施のつどお知らせを掲載するとともに、年間実績を併せて掲載する。

GNFJ以外の核物質の県内輸送について、事前に情報を入手できるよう、関係機関に働きかける。

3 原子力規制委員会「核燃料施設等に係る新規制基準骨子案」について

本年7月24日、原子力規制委員会が「核燃料施設等に係る新規制基準骨子案」をとりまとめ、

その中で、核燃料加工施設に係る設計基準及び重大事故対策、試験研究用原子炉に係る基準が示されました。

今後の対応として、7月25日(木)から8月15日(木)まで行政手続法に基づかない意見公募(パブリックコメント)を行い、意見も考慮したうえで原子力規制委員会規則案(条文)を作成し、行政手続法に基づく意見公募を行った後、12月を目途に原子力規制委員会規則を公布・施行する予定です。

該当施設が立地する自治体として、県民のいのちとくらしを守る立場から規制委員会に対して積極的に意見を提出する必要があります。

よって、次の点を提言します。

核燃料加工施設について、MOX燃料加工施設とウラン燃料加工施設では異なる基準が示されているが、より安全性を高めるという視点から、ウラン燃料加工施設に対してもMOX燃料加工施設と同等もしくはそれに準じた基準を適用するよう求める。

GNFJの立地する三浦半島は活断層が多く、三浦半島北断層群が直近に存在している。また、過去の津波被害の記録も存在する。規則骨子案で示された設計基準、重大事故対策が、最大地震動、最大津波高さの想定を下回ることがないことを確認し、下回る恐れがある場合は規制基準の引き上げを求める。

試験研究用等原子炉施設の新規制基準骨子案では、東芝原子力研究所の臨界実験装置は「低出力炉」に分類されるが、例えば、地震、津波に対する考慮やテロ対策への考慮において、施設の安全性を損なうことのないようにどのような措置が求められるのか、具体的な記述がなく、現行の施設がどのような基準で審査されるのかがわからない。東芝原子力研究所は東京湾多摩川河口に面した埋め立て地に立地していることから、立地の基準を含めた具体的な基準を示すように求める。

《連絡先》

ストッププルトニウム神奈川連絡会

事務局長 氏名略

(住所)省略

(電話・FAX)省略

(e-mail) pu-free-com@k.nifty.jp